

「令和8年度VRシステムを活用した認知症体験研修業務委託」に係る
参加者の有無を確認する参加意思確認書等の提出を求める公示

令和8年5月15日

岡山県知事 伊原木 隆太

次のとおり、参加意思確認書等の提出を招請します。

- 1 業務名 令和8年度VRシステムを活用した認知症体験研修業務委託
- 2 当該招請の主旨
本業務は、県内の学校、市町村その他県が指定する会場において、認知症本人視点を踏まえたVR体験や体験後のグループワークを通じて、認知症に関する実感的理解を深める研修を業務委託により実施するものである。
本業務の実施にはVRシステムを活用した認知症体験プログラム及びその運用に関するノウハウを有していることが必要であり、行政機関をはじめ多くの研修実績を有する株式会社シルバーウッドを契約の相手方とする契約を締結する予定としているが、他の者で、下記「6 応募要件」を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書等の提出を招請する公募を行う。
なお、「6 応募要件」に掲げる要件を満たすと認められる者がいた場合は、株式会社シルバーウッドと当該応募者が提出する企画提案書によりプロポーザル方式による企画競争を行い、業務委託候補者を決定する。
- 3 業務目的
座学だけでは実感がわからない認知症特有の症状について、VR（仮想現実）による疑似体験を通して実感的に理解を深めることで、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる共生社会の実現を推進するため、VR認知症体験研修を実施する。
- 4 委託者 岡山県
- 5 業務内容及び委託期間
 - (1) 業務内容 別紙「令和8年度VRシステムを活用した認知症体験研修業務委託仕様書」のとおり
 - (2) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月12日まで
- 6 応募要件
 - (1) 過去3年以内に公共団体の実施する研修を受託し、VRシステムを活用した認知症に関する参加型研修を実施した実績を有する者であること。

- (2) VRシステムを活用した認知症体験研修業務を、対面及びオンラインのいずれの方法によっても円滑に実施できる技術を有し、必要な人員、機材及び運営体制を確保していること。
- (3) 緊急時に迅速な対応が行える体制を有すること。
- (4) 過去2年間に岡山県との間で同種の受託業務を実施した実績がある場合において、すべて誠実に履行していること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

7 手続等

(1) 担当部課

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県子ども・福祉部

長寿社会課地域包括支援班 TEL：086-226-7953 FAX：086-224-2215

(2) 応募書類の入手方法

令和8年5月15日（金）から令和8年5月22日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に上記（1）の担当部課において配布する。また、岡山県庁のホームページからダウンロードすることができる。

(3) 仕様書等に対する質問に関する事項

- ア 受付期間 令和8年5月15日（金）から令和8年5月20日（水）までの閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（必着）
- イ 受付方法 仕様書等に関する質問・回答書（様式第1号）を原則としてファックスで提出すること。
ただし、ファックスで提出した場合は、到達したことを電話で上記（1）の担当者に確認すること。
- ウ 回答方法 業務企画提案書の提出期限の日の前日の午後5時までにファックス等で回答する。また、岡山県子ども・福祉部長寿社会課ホームページに回答を掲載する。なお、質問の内容によっては、回答方法を変更する場合がある。

(4) 参加意思確認書の提出期間等

- ア 提出期間 令和8年5月15日（金）から令和8年5月22日（金）までの閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（必着）
- イ 提出場所 上記（1）に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、アの提出期間内に必着のこと。）

(5) 業務委託参加資格要件の審査及び通知

参加意思確認書を提出した者について、上記6の事項について審査し、不適合

と認められる者に対しては、令和8年5月27日（水）までにその旨を書面により通知する。

この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

(6) 業務企画提案書の提出期間等

- ア 提出期間 令和8年5月28日（木）から令和8年6月3日（水）までの閉庁日を除く午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 上記（1）に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、アの提出期間内に必着のこと。）

8 審査基準

(1) 業務企画提案書の提出者を選定するための基準

期限までに提出のあった参加意思確認書を審査し、上記「6 応募要件」を満たしていること。

(2) 業務企画提案書の審査基準

別途設置する審査委員会において、提出された業務企画提案書の内容及び金額などを総合的に審査し、委託先を決定する。なお、業務企画提案書の内容について、ヒアリングを実施する場合がある。

9 審査結果の通知

審査後、書面により通知する。

10 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期間中に参加意思確認書を提出しない者及び業務企画提案書の提出者として選定しない旨の通知を受けた者は、業務企画提案書を提出することができない。
- (3) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記7（1）に同じ。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 提出された参加意思確認書及び業務企画提案書は、業務企画提案書の提出者の選定及び業務企画提案書の特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (7) 提出期限後における参加意思確認書又は業務企画提案書の差替え及び再提出は、これを認めない。
- (8) 参加意思確認書又は業務企画提案書に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。
- (9) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (10) 業務委託契約書の作成を要する。
- (11) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

以上公示する。